

粕屋町商工会 税務申告手数料表

【令和8年4月1日～令和10年3月31日まで】

※価格は税込です。(単位:円)

特前所得	記帳代行		自計化	決算申告指導料
	年額	月額	年額	年額
500 万円以上	84,480	7,040	48,840	63,360
400 万円以上 500 万円未満	75,240	6,270		52,800
300 万円以上 400 万円未満	66,000	5,500		42,240
200 万円以上 300 万円未満	58,080	4,840		33,000
100 万円以上 200 万円未満	50,160	4,180		23,760
100 万円未満	43,560	3,630		15,840

【令和10年4月1日以降】

※価格は税込です。(単位:円)

特前所得	記帳代行		自計化	決算申告指導料
	年額	月額	年額	年額
500 万円以上	85,800	7,150	55,440	63,360
400 万円以上 500 万円未満	76,560	6,380		52,800
300 万円以上 400 万円未満	67,320	5,610		42,240
200 万円以上 300 万円未満	59,400	4,950		33,000
100 万円以上 200 万円未満	51,480	4,290		23,760
100 万円未満	44,880	3,740		15,840

※特前所得とは、所得金額に専従者給与・青色申告特別控除等を加えた金額。青色申告決算書(一般用)では差引金額欄の金額、収支内訳書(一般用)では専従者控除前の所得金額欄の金額です。

消費税申告・源泉(年末調整)事務処理料金表

【令和 7 年 4 月 1 日より実施】

消費税	
一般課税・簡易課税	11,000 円(税込)
源泉税(年末調整)事務	
1 人につき	1,100 円(税込)

※留意事項

決算申告

- ① 受付締切日は法定期限の 3 営業日前とし、法定期限当日の受付は行いません。
- ② 土日祝日、締切日以降の受付は、別途、特別料金 5,500 円(税込)を加算します。
- ③ 営業外所得に関する申告(申告書 A)は一律 5,500 円(税込)とします。
- ④ 特に複雑なものについては別途 11,000 円(税込)の手数料を加算します。
【特に複雑なもの】…自計化・記帳代行において、以下のいずれかに該当するものをいいます。
 - ・自主入力期限を守らない場合
 - ・自主入力のデータに誤りがあり、改善を指摘するにも拘わらず改善されない場合
 - ・記帳代行利用で、3 か月毎の日計表提出期限を守らない場合
 - ・譲渡所得の内訳書【土地・建物用】の作成(1 件)
 - ・住宅取得特別控除を受けるための初年度の申告(1 件)

源泉税(年末調整)

受付締切日は納付期限の 3 営業日前とし、それを超えた場合、または土日祝日の受付は、特別料金 3,300 円(税込)を加算します。